

Ⅱ. 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

1. 私費外国人留学生学習奨励費

日本学生支援機構は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本の大学に入学するための準備教育課程または日本語教育機関（以下「大学等」という）に在籍する私費外国人留学生に対して私費外国人留学生学習奨励費を支給します。

(1) 応募資格及び支給内容

応募資格には、年齢の制限及び出身国・地域、日本での在籍大学等、専攻分野の指定はありません。

(2011年度)

応募者の資格及び条件			奨学金月額	支給期間	募集期間	募集人数	採用人数
支給対象	重複受給の可否	支給要件					
大学院（博士課程・修士課程） 研究生（大学院レベル）	月額 65,000 円未 満なら可	・在籍する大学等の推薦を受けること。 ・「留学」の在留資格を有し、日本政府（文部科学省）奨学金を受給している留学生及び外国政府の派遣する留学生でないこと。	65,000 円	1 年 (4月～3月)	3月下旬～5月上旬 (在籍する大学等により異なる。)	3,149	3,779
・大学学部 ・短期大学 ・高等専門学校（4年次以上） ・専修学校（専門課程） ・大学、短期大学の留学生別科 ・大学、短期大学、高等専門学校の専攻科 ・準備教育課程 ・日本語教育機関	月額 48,000 円未 満なら可	・受給する年度の必要な成績基準を満たすこと。 ・仕送りが平均月額 90,000 円以下であること。 ・在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること。	48,000 円				

(2) 応募方法

応募は、在籍する大学等を通じて行います（①～②）。応募者は、申請書類（大学等の窓口にあります。）を作成の上、大学等に提出し（③）、大学等から日本学生支援機構への推薦を受けてください（④）。応募の締切日などの詳細は、在籍する大学等に問い合わせてください。

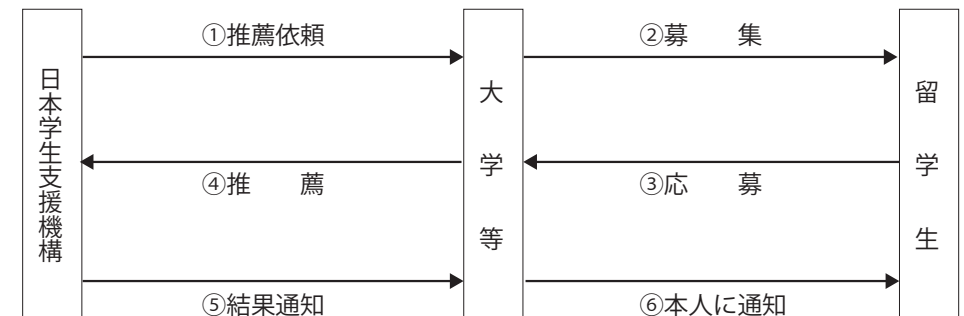
なお、日本留学試験（EJU）で優秀な成績を修めた人に対して学習奨励費の支給を予約する制度も実施しています。

詳しくは日本学生支援機構のホームページ（www.jasso.go.jp/scholarship/yoyakuseido.html）または日本留学試験の受験案内（<http://www.jasso.go.jp/eju/application.html>）で確認してください。

(3) 結果通知

採用・不採用の結果は、日本学生支援機構での選考が終わってから、在籍する大学等を通じてお知らせします（⑤～⑥）。

【応募から結果通知までの流れ】



2. 留学生交流支援制度（短期受入れ）奨学金

日本学生支援機構は、日本の大学、大学院、短期大学または高等専門学校第4年次以上（以下「大学等」という。）が、諸外国の高等教育機関（以下「在籍校」という。）との学生交流に関する協定等に基づいて、留学生を在籍校に在籍させたまま3か月以上1年以内受け入れる際、その学生に対して奨学金を支給します。

(1) 応募資格及び支給内容

(2012年度)

応募者の資格及び条件	対象国・地域	奨学金月額	支給期間	募集人数
<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校の正規の課程に在籍する者 ・大学間交流協定等に基づき日本の大学等が受入れを許可する者 ・学業成績が優秀で、人物等に優れている者 ・留学の目的及び計画が明確で、日本への短期留学による効果が期待できる者 ・経済的理由により自費での留学が困難な者 ・留学期間終了後、在籍校に戻り、学業を継続する者または在籍校の学位を取得する者 ・日本留学にあたり「留学」の在留資格取得が確実な者 ・過去に本制度を利用したことのない者、もしくは本制度を利用して留学したことがある場合、その留学期間終了後3年以上経過した者 	日本と国交のある国（申請時に日本国籍を持つ者は対象とならない。）	80,000円	3か月以上 12か月以内	1,440

(2) 応募から採用決定まで

応募は、すべて日本の受入れ大学等を通じて行います。在籍校からの応募や学生本人からの応募は受け付けません。

日本学生支援機構は、受入れ大学等より提出された年間計画書（①）に基づき、奨学金支給割当人数を決定（②）します。

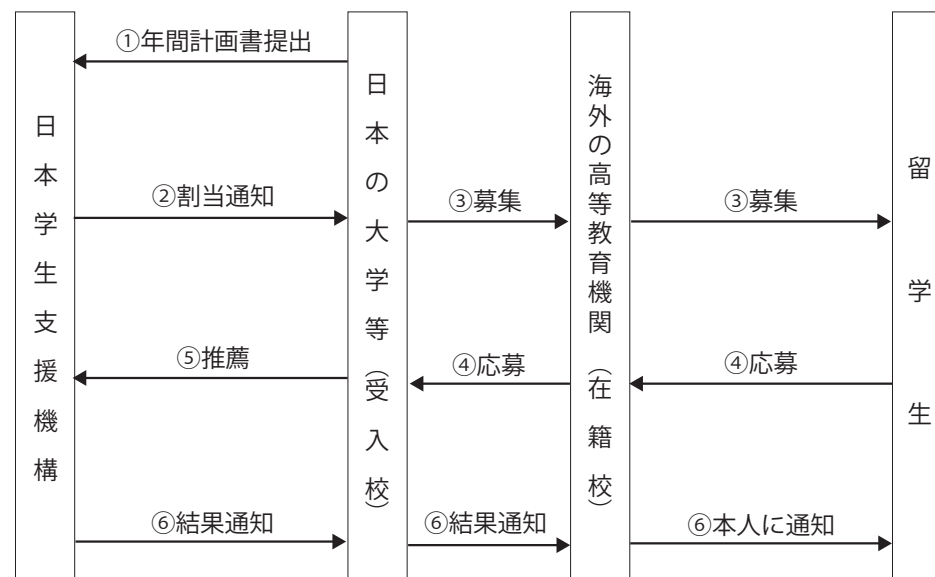
受入れ大学等は、在籍校を通じて留学希望者の募集を行い（③～④）、奨学金支給割当人数の範囲内で、日本学生支援機構に候補者を推薦（⑤）します。なお、日本学生支援機構への候補者推薦は、留学開始時期に応じて3回に分けて行います。

日本学生支援機構では、推薦された候補者に関して奨学金受給者を決定し、推薦した受入れ大学等に通知（⑥）します。受入れ大学等は、それを踏まえて、その結果を在籍校に通知します。

(3) 渡日の時期

2012年4月1日から2013年3月15日までの間で、受入れ大学等が指定する時期とします。

【応募から採用決定までの流れ】



3. 留学生交流支援制度（ショートステイ）奨学金

日本学生支援機構は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第4年次以上または専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）が、諸外国の高等教育機関等（以下「交流校」という。）との連携により3か月未満の留学生受入れのプログラムを実施する際、そのプログラムに参加する学生に対して奨学金を支給します。

(1) 応募資格及び支給内容

(2012年度)

応募者の資格及び条件	対象国・地域	奨学金月額	支給期間	募集人数
<ul style="list-style-type: none"> 日本と国交のある国籍を有する者（ただし、台湾またはパレスチナの国籍を有する者及び外国籍と日本国籍との二重国籍者は可）（在留資格の種類は問わない） 交流校の正規の課程に在籍し、日本の大学等、交流校間の双方で受入れを許可する者 留学期間終了後、交流校に戻り学業を継続する者、または交流校の学位を取得する者 渡日が可能な者（ビザ要件等は問わない） <p>※日本の大学等が実施するプログラム開始時点で、すでに日本に留学中の者は対象外</p>	日本と国交のある国（ただし、台湾、パレスチナは可）	80,000円	<ul style="list-style-type: none"> 1か月（受入れ期間が31日以内の場合） 2か月（受入れ期間が32日以上62日以内の場合） 3か月（受入れ期間が63日以上91日以内の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ合衆国：2,700 中華人民共和国、大韓民国：1,800 ASEAN、欧州、その他の国・地域：1,800

(2) 応募から採用決定まで

応募は、すべて日本の大学等を通じて行います。交流校からの応募や学生本人からの応募は受け付けません。

応募者の選考基準及び締切日は各大学等により異なりますので、奨学金への応募を希望する者は、各大学等または各交流校に詳細を問い合わせてください。

日本学生支援機構は、日本の大学等より提出された申請書類（①）を審査の上、支援対象となる採択プログラム、奨学金支給人数を決定し、申請のあった大学等に通知します（②）。それを踏まえて、採用された大学等は、その結果を交流校に通知します（③）。

交流校では、そのプログラムに参加を希望する学生の募集を行います（④～⑥）。

(3) 渡日の時期

日本の大学等が2012年4月1日から2013年3月15日までの間に開始する採択プログラムにおいて、学生の受入れを開始する時期（プログラム開始日の7日前より渡航可能）とします。

【応募から採用決定までの流れ】

